５．自由金利型定期預金（Ｍ型）規定
（スーパー定期）－複利型・個人－

第１条（利息）

（１）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書または通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって６か月複利の方法により計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（２）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（３）この預金を第２条により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日に前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって６か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

①預入日の１か月後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ．６か月未満	解約日における普通預金の利率
Ｂ．６か月以上１年未満	約定利率×５０％
Ｃ．１年以上３年未満	約定利率×７０％

②預入日の３年後の応当日から預入日の４年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ．６か月未満	解約日における普通預金の利率
Ｂ．６か月以上１年未満	約定利率×４０％
Ｃ．１年以上１年６か月未満	約定利率×５０％
Ｄ．１年６か月以上２年未満	約定利率×６０％
Ｅ．２年以上２年６か月未満	約定利率×７０％
Ｆ．２年６か月以上４年未満	約定利率×９０％

③預入日の４年後の応当日から預入日の５年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ．６か月未満	解約日における普通預金の利率
Ｂ．６か月以上１年未満	約定利率×４０％
Ｃ．１年以上１年６か月未満	約定利率×５０％
Ｄ．１年６か月以上２年未満	約定利率×６０％
Ｅ．２年以上２年６か月未満	約定利率×７０％
Ｆ．２年６か月以上３年未満	約定利率×８０％
Ｇ．３年以上５年未満	約定利率×９０％

④預入日の５年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

Ａ．６か月未満	解約日における普通預金の利率
Ｂ．６か月以上１年未満	約定利率×３０％
Ｃ．１年以上１年６か月未満	約定利率×４０％
Ｄ．１年６か月以上２年未満	約定利率×５０％
Ｅ．２年以上２年６か月未満	約定利率×６０％
Ｆ．２年６か月以上３年未満	約定利率×７０％
Ｇ．３年以上４年未満	約定利率×８０％
Ｈ．４年以上５年未満	約定利率×９０％

（４）この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

第２条（規定の準用）

この預金には、本規定のほか、「定期預金等共通規定」が適用されるものとします。

以上